特定事業所加算の要件（H30.4月～）

|  |  |
| --- | --- |
| 区　分 | 要　件 |
| 特定事業所加算（Ⅰ） | ①常勤かつ専従の相談支援専門員を4名以上配置（うち１名以上が主任相談支援専門員）※主任相談支援専門員を含む3名は、同一敷地内の指定障害児相談事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所（以下「他の相談事業所等」という。）の職務との兼務が可能。残り1名は業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務との兼務が可能。②相談支援専門員１人当たりの1月間における取扱件数が40件未満③その他の要件 |
| 特定事業所加算（Ⅱ）※平成33（2021）年3月までの時限措置 | ①常勤かつ専従の相談支援専門員を4名以上配置（うち1名以上が現任研修修了者）※現任研修修了者を含む3名は、同一敷地内の他の相談事業所等の職務との兼務が可能。残り1名は業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務との兼務が可能。②相談支援専門員１人当たりの1月間における取扱件数が40件未満③その他の要件 |
| 特定事業所加算（Ⅲ） | ①常勤かつ専従の相談支援専門員を3名以上配置（うち1名以上が現任研修修了者）※現任研修修了者を含む2名を除いた相談支援専門員については業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務との兼務が可能。②相談支援専門員１人当たりの1月間における取扱件数が40件未満③その他の要件 |
| 特定事業所加算（Ⅳ）※平成33（2021）年3月までの時限措置 | ①常勤かつ専従の相談支援専門員を2名以上配置（うち1名以上が現任研修修了者）※現任研修修了者は、同一敷地内の他の相談支援事業所等の職務との兼務が可能。現任研修修了者以外の者については、相談事業所等への職務を主たる業務とした上で、業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務との兼務が可能。②相談支援専門員１人当たりの1月間における取扱件数が40件未満③その他の要件（24時間連絡体制の確保は除く） |

【その他の要件】

　○利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的（概ね週1回以上）に開催

　○24時間連絡可能な体制を確保し、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保

　○新たに採用した全ての相談支援専門員に対し、現任研修修了者の同行による研修を実施

　○基幹相談支援センター、委託相談支援事業所又は協議会から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該事例に係る者に指定計画相談支援を提供。

　○基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加

**■毎月末までに基準の遵守状況に関する所定の記録を作成し、5年間保存すること。**